

家出人・少年相談

警視庁では、年間を通じ、少年の家出や非行問題、福祉犯の被害の悩みごとなどに対し、面接または電話による相談に応じています。

▼警視庁少年育成課八王子少年センター

【場所】 八王子市南大沢1-155-4 (京王相模原線「南大沢駅」下車) ☎ 042・679・1082 (平日午前8時30分～午後5時15分)

▼警視庁家出人相談室

【場所】 千代田区霞が関2-1-1 警視庁本部庁舎1階 ☎ 03・3592・1640 (平日午前8時30分～午後5時15分)

▼ヤングテレホンコーナー

☎ 03・3580・4970 (平日) 午前8時30分～午後8時、(土・日・祝日) 午前8時30分～午後5時(年末年始除く)

春の全国交通安全運動

4月6日(土)～15日(月)

▼メインスローガン

「やさしさが 走るこの街 この道路」

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけ、交通事故防止の徹底を図るため実施しています。

＜運動の基本＞ 子どもと高齢者の交通事故防止

- ①自転車の安全利用の推進
②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートとの正しい着用の徹底

③ 飲酒運転の根絶

④二輪車の交通事故防止
【問合せ】 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎ 551・1691

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

毎日交通事故は至るところで発生しています。記録が残っている昭和43年以降、全国で交通事故死亡事故がなかった日は一度もありません。交通ルールを守り、お互いを思いやる気持ちを持つことが悲惨な交通事故を減らします。4月10日をきっかけに交通ルール等を再確認し、交通事故を1件でも少なくしていきましょう。

安全安心まちづくり

▼地域の目で子どもの安全を見守りましょう

子どもたちを事件や事故から守るためには、家庭や学校で注意を呼びかけるだけでなく、地域の皆さんの見守りが必要です。

特に4月は、小学校に入學したばかりの一年生は環境が大きく変わり、登下校時など、子どもだけで行動することが多くなります。事件などに巻き込まれないよう、ご自分の地域を歩く際は目を配ってみてください。また、子どもの危険な行動を見かけたら、ひと声かけてください。※不審な人物を発見したら、迷わず

警察 ☎ 110 に連絡しましょう。

【問合せ】 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎ 551・1691、福生警察署生活安全課 係 ☎ 551・0110

Table with 5 columns: Area, Area (km²), Empty Nest (前月末比), Hittokuri (前月末比), Hittokuri (前月末比). Rows include various districts like 本町, 志茂, 牛浜, etc.

「ふっさ」げんきサポートカードの更新を行います

市では、東日本震災に伴い市内に避難している皆さんに、避難者支援カード「ふっさ」げんきサポートカードを発行しています。

現行のカードは平成25年3月末日で期限が切れるため、更新を希望する(または新規発行を希望する)場合は、旧カード(または本人確認ができるもの)を持参し、市役所第一棟2階安全安心まちづくり課防災係までお越しください。

【問合せ】 安全安心まちづくり課 防災係 ☎ 551・1638

福生市消防団訓練のお知らせ

福生市消防団では、4月から5月にかけて、市内小中学校の校庭を借りて、ポンプ操法訓練を行います。

この訓練は、火災が発生した際に、効果的かつ円滑に放水を行い、火災による被害を最小限に抑えるために行う訓練です。ご理解ご協力をお願いします。

▼実施場所

- 【第一分団】 第五小学校
【第二分団】 第一中学校
【第三分団】 第三小学校
【第四分団】 第一小学校
【第五分団】 第四小学校

また、この訓練の成果を発揮する場として、5月26日(日)に第61回福生市消防団ポンプ操法審査会を開催します。※詳細は広報ふっさ5月15日号に掲載します。

【問合せ】 安全安心まちづくり課 防災係 ☎ 551・1638

年金だより

▼平成25年度の国民年金保険料

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、月額15,040円です。

保険料を納め忘れてしまうと、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合がありますので、納付期限(翌月末日)までに納めてください。

▼学生納付特例の申請を忘れずに

学生納付特例制度の承認期間は

4月(または20歳誕生月)から翌年3月までのため、一度承認された方でも、毎年度申請が必要です。平成25年度有効の学生証または在学証明書を持参し、申請してください。

また、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が発送された方は、そのはがきに必要事項を記入し返送することで申請ができます。

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

福生市地域防災計画(素案)に対する市民の皆さんからのご意見を募集します

福生市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、福生市防災会議が作成する計画で、地域における災害に対し、市民の生命・身体・財産を守ることを目的としています。

市では、東京都の新たな被害想定や東日本大震災の教訓を踏まえ、「福生市地域防災計画(素案)」をまとめたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

いただいたご意見は、計画策定に向けた検討の参考とし、ご意見及びそれに対する考え方は、市ホームページ等で公表します(いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください)。

【計画(素案)の閲覧および意見募集期間】 4月15日(月)～30日(火)

【閲覧場所】 市役所(1階情報スペース、第一棟2階安全安心まちづくり課)、福祉センター、各図書館(わかざり図書館を除く)、各公民館、各体育館、輝き市民サポートセンター、福東会館

※市役所の閉庁時間、各施設の休館日は閲覧ができません。計画(素案)は、市ホームページ「パブリックコメント」からもご覧いただけます。

【意見の提出方法】 書式は自由です。題名・住所・氏名を明記のうえ、直接持参・郵送・ファックスいずれかの方法で提出するか、市ホームページの「パブリックコメント」から投稿してください。

＜意見の提出先＞

【直接持参】 市役所第一棟2階安全安心まちづくり課

【郵送】 〒197-8501 福生市本町5番地 福生市役所安全安心まちづくり課 防災係 へ

【ファックス】 ☎ 553・3339

【問合せ】 安全安心まちづくり課 防災係 ☎ 551・1638

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の仮徴収が開始されます

国民健康保険の納税義務者や、後期高齢者医療制度加入者で特別徴収となる条件を満たしている方は、支給される年金から納めていただく特別徴収(年金からの徴収)を行っています。特別徴収対象者は、年6回の年金支給月ごとに納付していただくことになります。

また、平成25年4月から新たに特別徴収を開始される方は下表のとおりです。

・国民健康保険の納税義務者

⇒平成24年10月1日までに65歳になった世帯主の方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には、3月中旬に通知を送りました。

・後期高齢者医療制度加入者

⇒平成24年10月1日までに75歳になった方で特別徴収となる条件を満たした方。対象の方には、4月上旬に通知を送ります。

特別徴収(年金からの徴収)

Table with 6 columns: 1期(4月), 2期(6月), 3期(8月), 4期(10月), 5期(12月), 6期(2月). Rows include (仮徴収) and (本徴収) details.

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1640、後期高齢医療係 ☎ 551・1767